

米国の規制改革及び競争政策に関する  
日本国政府の要望事項

2008年10月15日

## はじめに

2001年6月30日の日米首脳会談において設立された「成長のための日米経済パートナーシップ」の下での「規制改革及び競争政策イニシアティブ」（「規制改革イニシアティブ」）の1年目から7年目までの対話は、日米両国の規制・制度面の調和を促進し、両国の経済関係を深化させ、不要な規制の減少、競争の強化、及び市場アクセスの改善等により、両国の経済成長に貢献してきた。

日本国政府は、世界経済の4割近くを占める日米両国の経済関係を更に深化させ、二大経済大国が対話と協力のモデルを示すことにより多角的自由貿易体制を強化すべく、「規制改革イニシアティブ」の下、米国政府との対話を継続する。

「規制改革イニシアティブ」の下での8年目の対話を開始するに当たり、日本国政府は、米国政府に対し、規制改革及び競争政策に関する要望を提出する。この要望は、日本の民間企業の意見も踏まえつつ、日米経済発展のために改善が必要であると考えられる米国の規制・制度を取りまとめたものである。

本要望に掲げる具体的な事項は以下のように大別することができる。

- (1) 自由貿易の理念にそぐわない規制、公正な競争を阻害しかねない規制・措置の撤廃・改善を求めるもの。
- (2) 物流や領事分野におけるセキュリティ対策のための規制強化が、日米間の円滑な通商関係・人的交流を必要以上に阻害しないよう求めるもの。
- (3) 米国で活動する日本企業の負担となっている州別の規制や国際基準にそぐわない規制を改善するよう求めるもの。

このうち、特に、WTO協定に整合的でない規制・制度は、多角的自由貿易体制の維持のために、米国が主体的に改善すべきである。

日本国政府は、本要望書を十分反映させる形で、米国政府の政策の改善や更なる規制改革及び競争政策の推進がなされるよう求めていく方針である。日本国政府は、双方向の対話の原則に基づく規制改革イニシアティブの下での米国政府との率直かつ建設的な対話が、日米経済関係の更なる強化及び深化に大きく資することを強く望む。

# 米国の規制改革及び競争政策に関する日本国政府の要望事項

## 目 次

I. ダumping防止措置	1
II. 税関・流通	3
III. 領事事項	5
IV. 特許制度	11
V. 政府調達	16
VI. 輸出関連規制	18
VII. 基準・規格	19
VIII. 州別規制の統一化	21
IX. 域外適用	22
X. 競争政策	23
XI. 司法制度・法律サービス	24
XII. 海運	26
XIII. 商品市場	29
XIV. 金融	30
XV. 電気通信	33
XVI. 情報技術	40
XVII. 医療機器・医薬品	42

## I. ダumping防止措置

ダumping防止（AD）措置は、WTO 協定に整合的な運用がなされている限りは貿易救済措置として正当であると考えられているが、一度ダumping認定等に際し恣意的な判断がなされた場合、貿易や競争を不当に制限する可能性がある。

米国の AD 措置の運用・手続に関しては詳細なルール化がなされ、積極的な情報開示が行われているため、他国と比較して透明性は高いものであると評価している。しかしながら、一部のルール及び運用に関しては、WTO 紛争処理機関（DSB）において WTO 協定違反の裁定が下されたものや、合理的説明のないまま運用が変更されたものがある。これらについて、速やかな履行及び合理的な説明を求める。個別の要望は以下のとおりである。

### 1. バード修正条項

AD 税等による関税収入を AD 措置等の提訴者及び提訴を支持した米国内生産者に分配するバード修正条項は、WTO 協定違反が 2003 年 1 月に確定後、2006 年 2 月によりややく廃止されたが、経過規定の下、2007 年 10 月 1 日前までに米国に輸入された物品に対する AD 税等による関税収入は、引き続き同条項に基づき分配されることとなっている。これは、バード修正条項が形式的には廃止されたものの、実際にはその効力が継続しているということであり、したがって、経過期間が終了した現時点においても WTO 協定違反の状態が引き続き継続しているということである。日本国政府は、米国政府が速やかに同条項に基づく分配を停止し、WTO 協定違反の状態を解消するよう強く求める。

### 2. AD 調査時における「その他の企業」の取扱い

日本製熱延鋼板に対する AD 措置については、2001 年 8 月に米国の WTO 協定違反が確定したが、必要とされる米国内法の改正が行われておらず、DSB 勧告の未履行状態が続いている。すなわち、米国 1930 年関税法においては、「知りえた事実」を部分的に用いて算定したサンプル対象企業に係るダumping・マージンを「その他の企業」のダumping・マージン算出の際の基礎として除外しない旨規定されたままである。日本国政府は、本規定が今後新規の AD 調査にも適用され得ることから、米国政府に対し、DSB 勧告の実施が速やかに行われるよう当該規定を改正するよう求める。

### 3. モデルマッチング

米国政府は、ダumping・マージン算定に際し、調査対象の輸出品及び輸出国における国内の同種の産品について、まず各製品特性別のモデル分類を行い、次に輸出された製品と「同一」又は「最も類似している」製品特性を持つ国内製品を特定している（いわゆるモデルマッチング）。これに関し、米国商務省は、ボールベアリングに関する AD 措置のための第 15 回（2003 年）

以降の定期見直しにおいて、従来の調査において適用されてきた寸法（外径、内径、幅）及び定格加重値（耐性）が一致した製品同士を比較するモデルマッチング方法を、寸法及び定格加重値の差異の合計が40%以下の製品と比較する方法に変更した。

この新たな比較方法への変更の際し、差異の合計を40%とする基準について、商務省から合理的な根拠が示されておらず、日本企業から新しい手法の問題点及び改善点を指摘し、意見提出及び情報提供を行ったが、これらの意見は一切考慮されていない。

日本国政府及び日本企業は、このように合理的な根拠が示されないままモデルマッチング方法が変更される事態を憂慮しており、米国政府に対し、かかる手法の変更の合理性について十分に説明をすることを求める。

## Ⅱ. 税関・流通

### 1. 海事テロ対策

#### (1) マニフェスト船積24時間前提出規則、「10+2」ルール

米国はテロ対策の一環として、2002年通商法施行に伴う貨物情報の事前かつ電子的提出に関する規則（以下「事前提出規則」とする）を実施し、対米輸出の国際海上コンテナ貨物については、そのマニフェストを船積24時間前までに米国税関に提出することを義務付けた。これにより、従来船積1日前程度に設定されていたコンテナヤードへのコンテナ搬入締切時刻が約48時間程度前倒しされ、著しく物流効率が低下しており、コンプライアンスの高い者も含め事業者には大きな負担が生じている。

さらに、米国ではいわゆる「10+2」ルールの導入が検討されており、これまでの事前貨物情報に加え、新たに輸入者に10項目、船社に2項目の事前情報提供が義務付けられるため、更なるリードタイムの増加やコスト負担が生じるおそれがある。

日本国政府は、米国政府に対し、セキュリティ優良と認められたC-TPAT参加事業者の便益明確化の観点も考慮しつつ、事前提出規則及び「10+2」ルールによる物流効率の低下をいかに改善するかにつき協議し、適切な方策を採るよう求める。特に「10+2」ルールの導入に当たっては、日本国政府及び我が国の産業界から本年3月に提出されたパブリックコメントを十分に考慮した上で、円滑な物流に影響を与えないような制度を構築するよう求める。

#### (2) C-TPAT

C-TPATは、セキュリティ対策レベルの高い参加事業者に対し、検査回数の削減等の便益を与えているとされるが、日本の参加事業者の間では、いまだ目に見える形での便益が十分でないとの声がある。

第7回報告書では、「C-TPATプログラムは、引き続き、新たな恩恵の創設に努める」とされており、日本国政府は、米国政府に対し、日本国政府との間で参加事業者に対する便益をいかに改善するかにつき協議し、適切な方策を採るよう求める。

#### (3) 米国向けコンテナ貨物100%検査要求

2007年8月に成立した「9・11委員会勧告実施法」は、2012年7月までに原則すべての米国向けコンテナ貨物について、外国港にて積載前に検査を実施することを要求する条項を含んでいる。日本国政府は、同条項は、その運用次第では、日本を含む世界から米国への物流を大きく阻害し得るばかりか、世界の経済活動全体にも大きな影響を与えかねないと懸念している。

また、世界税関機構（WCO）で作成された、『国際貿易の安全確保及び円滑化のためのWCO「基準の枠組み」』では、貨物の100%検査ではなく、リスクの高い貨物の特定に基づいた貨物検査の実施等を求めており、日本国政府としては、本件要求が、この「基準の枠組み」におけるリスク管理に基づいた手法と整合的でないと考えている。

日本国政府は、テロ対策の重要性は十分理解しているが、円滑な物流を阻害しない形で実施することが重要と考えており、米国政府に対し、引き続き本件要求が円滑な物流を阻害しない

ことを確保するよう求める。

## 2. 酒類に関する規制

カリフォルニア州において、農産品から製造されたアルコール分が 24 度を超えない韓国の酒類（「ソジュ」）については、消費場で飲用に供するための販売が、ワインの販売を許可する消費場用販売免許をもって、特例的に許可されている。しかし、日本のしょうちゅうについては、ソジュと同様に農産品（穀物等）から製造された酒類であるにもかかわらず、これが許可されていない。

については、アルコール分が 24 度を超えないしょうちゅうについても、当該消費場用販売免許をもって、消費場で飲用に供するための販売が許可されることを求める。

なお、日本国政府は従来から同様の要望を行ってきており、米国政府からは、第 6 回報告書において①「当該制度については州の所掌事項である」、②「商品に『ソジュ』と明記し、アルコール分が 24 度を超えないものであれば当該例外規制の対象たりうる」との回答を得ているが、

- ① 州政府の規制が WTO に違反する場合、1994 年 GATT 第 24 条 12 に基づき、米国政府は州政府に、GATT を遵守させるために利用することができる妥当な措置を採る義務がある
- ② 「ソジュ」が韓国の酒類の名称であり、これを日本産であるしょうちゅうに付すことで、韓国産であるソジュとの区別を不明確にし、しょうちゅうの商品特性や原産地に関して、消費者に誤解を与えかねない

ことから、依然として、当方からの要望が実現されていないため、しょうちゅうについて、当該消費場用販売免許をもって消費場で飲用に供するための販売が許可されることを改めて求める。

### Ⅲ. 領事事項

#### 1. 査証（ビザ）手続

##### (1) 電子渡航認証システムの円滑な導入

米国政府は、日本を含む短期滞在査証免除対象国の国民がビザを取得することなく米国に渡航する場合、かかる渡航者に対し、事前に「電子渡航認証システム（ESTA）」に従って申請を行い、渡航認証を受けることを2009年1月12日以降義務化する予定である。

日本国政府は、日本国民の間におけるESTAの円滑な導入のために、米国政府に対し、以下を要望する。

- (a) 航空会社、旅行業者に対する積極的な情報提供と、システムの連動や運用上のトレーニング等での協力
- (b) 一般国民に対する積極的な広報活動
- (c) 日本語対応窓口の設置
- (d) 同制度の義務化後、トラブル発生時の円滑な対応に向けての準備

##### (2) 米国内におけるビザ更新手続の再開

2004年7月16日以降、米国国務省でのビザ更新手続が中止されている。このため、ビザ更新を希望する米国滞在者は、日本に帰国するか、あるいは第三国の米国在外公館に出向かなければならなくなった。中でも投資・貿易（E）ビザは第三国での更新が認められておらず、更新のためには必ず日本に帰国しなければならない。この結果、在米日本企業は、駐在員及びその家族のビザ更新手続のための旅費、宿泊費等、多額の出費を強いられているほか、駐在員がビザ更新のために数週間帰国している間、その所属部署の業務が滞り、中には企業活動全体に支障が出てしまう例も見られる。また、ビザ更新のために米国を離れる駐在員の子女の教育上の支障が懸念される。

ついては、日本国政府は、米国政府に対し、以下を求める。

- (a) 国務省へのパスポート郵送によるすべてのビザ更新手続を再開すること
- (b) (a) の措置を早急に採ることが困難な場合の措置として、E ビザの第三国でのビザ更新手続の開始を認めること、また在京米国大使館への郵送によるビザ更新手続の再開を認めること
- (c) 第7回報告書において、米国政府は、ビザの国内更新を再開する計画を有していないため、「ビザの国内更新以外の選択肢について研究している」と述べられているが、現状の検討状況を含め、米国政府が行っている作業を明らかにすること

##### (3) ビザ更新手続の効率化

E ビザの更新には、通常1週間程度しかかからないが、4か月もかかった事例が複数回発



生しており、その間、駐在員が米国において働くことができないため、当該企業の業務に大幅な支障が生じている。また、更新が遅れている理由や更新にかかる日数についての情報が開示されないため、企業活動の見通しが立てられない状況となっている。

日本国政府は、米国政府に対し、E ビザ更新手続を迅速化すること及び、更新に時間がかかる場合には、遅れている理由及び更新申請から交付までの日数を明示することを求める。

#### (4) ビザ発給及び有効期限

(a) ビザ更新にかかる手続が日本国民にとって大きな負担となっている中、更新の頻度自体を減らすという観点から、ビザの有効期間自体を長くすることが問題解決に資すると考えられる。日本に赴任する企業内転勤の米国人に5年間有効なビザが発給されているのに対し、米国の企業内転勤(L)ビザは2年又は3年で更新しなければならない。日本国政府は、米国政府に対し、相互主義の観点から、更新無しで5年間有効な就労ビザを発給するよう求める。

(b) 短期就労(H)ビザは、近年発給枠上限を大幅に超える申請があり、ビザ審査・発給が抽選で行われる事態が続いている。特に、H-1Bビザは高度な技能を有する職種を対象としたビザであり、米国に支店・支社を持たない日本企業にとっては、社員を米国に派遣する上で重要なビザであり、また、米国にとっては高度な技術を有する労働者を確保する上で重要である。また、ビザの発給枠が早い段階で一杯になってしまうため、Hビザ申請を早めに行わなければならない、企業の人員交代時期のかなり前に後任者を確定する必要があるなど、企業活動に大きな影響を与えている。日本国政府は、米国政府に対し、Hビザ発行枠の拡大、ないしは発行枠の上限を撤廃すること、及びHビザの有効期間開始日を柔軟化することを求める。

#### (5) 就労許可証の有効期間伸長

米国内で永住資格への変更申請中に元の就労資格(Hビザ、Eビザ、Lビザ等)の許可期限が経過した場合、就労許可証(EAD)により間をつなぐこととなるが、この有効期間が1年しかないにもかかわらず、米国移民局(USCIS)における永住権の審査が遅れることにより、H-1B資格で滞在中の者が永住権を取得できるまでに申請から4年もかかるため、およそ4年に渡り、毎年EADの更新をしなければならない事例が発生している。さらに運転免許証の公的目的としての身分証明証として使用できる有効期間もEADと連動するため、運転免許証についても毎年更新しなければならない、金銭的・時間的負担が非常に大きい。

日本国政府は、米国政府に対し、以下を求める。

- (a) 永住資格への資格変更申請手続を迅速化すること
- (b) 永住権への資格変更申請中は、特に問題がなければ、自動的にEADの有効期限が更新されるように措置を講じること

### (6) 米国トランジットビザ免除措置の復活

2003年8月にトランジットビザ免除（TWOV）措置が停止されたため、米国に入国せずに乗り継ぎする渡航者についても、トランジットビザの取得が義務付けられている。このため、第三国の渡航者が米国経由で日本に向かう際、トランジットビザを取得しなければならないが、取得費用が高額であり、また面接を受けるのに予約から3か月から4か月程度かかる事例も発生していることから、渡航者が米国経由でなく欧州経由の便に流出する事態が生じている。

日本国政府は、米国政府に対し、TWOV措置を再開することを要望する。この措置を早急に採ることが困難な場合、面接の廃止や申請費用の軽減等、トランジットビザ取得のための要件を緩和することを要望する。

## **2. 滞在許可証**

### 滞在許可証の有効期間の延長

滞在許可証（I-94）の有効期間は短く、特にEビザ（有効期間5年）で入国する場合、I-94の有効期間は最長2年しか認められない。このためEビザ保持者は、ビザ有効期間中であっても、一度は外国に出国しI-94を再発行することが必要となっており、在米日本企業駐在員にとって金銭的・時間的負担が大きくなっている。また帯同家族については、出張等で2年以内に出入国する機会は必ずしもないため、金銭的・時間的負担は更に大きい。

日本国政府は、米国政府に対し、特にEビザ所持者のI-94の有効期間を延長すること、また、I-94の更新手続を簡素化することを求める。なお、日本では就業ビザの場合の在留期間は3年又は1年となっているが、米国人の場合には特段問題がなければ3年の在留許可を出していることを踏まえ、相互主義の観点からもI-94の有効期間の延長を求める。

## **3. 出入国管理**

### US-VISIT Exit（米国出国時の指紋採取）

米国国土安全保障省は、本年4月、非米国人の米国出国時の指紋採取についての規則案を公表した。同規則案は、航空会社及び船舶会社に対して、非米国人の出国に際して指紋等の生体情報を採取することを求めている。しかし、航空会社及び船舶会社社員に外国人の犯罪歴やテロリストなどのデータベースとの照合作業を求めることは、民間会社の社員としての責任の範囲を逸脱するとともに、個人情報保護の観点からも多くの問題をはらんでおり、また、搭乗手続に要する時間が大幅に増え、待ち時間が大幅に増加するなど旅客不利益が生じ得る。さらに、航空業界全体で指紋採取に伴う費用負担は今後10年間で32億ドルに及ぶとの試算が米国政府から示されており、経済的負担も大きい。

日本国政府は、米国政府に対し、出国時における指紋採取は米国政府の責任において実施

することとし、民間航空会社及び船舶会社に対し、指紋採取等の新たな義務を課さないことを求める。

#### 4. 運転免許証

##### (1) Real ID 法

本年5月に施行された Real ID 法は、連邦政府機関は同法の要件に従わない州で発給された運転免許証を公的目的の身分証明書として受理してはならないと定めており、要件の一つとして「外国人に発給される運転免許証の有効期間は、定められた滞在期間のみとし、定められた滞在期間がない場合は1年とする」としている。本法により、各州で外国人に発給される運転免許証を公的目的としての身分証明書として使用できる有効期間が滞在許可期間に限られ、在留邦人は頻繁な運転免許証の更新手続を強いられることとなる。また、公的目的の身分証明書として運転免許証を使用できないことになれば、在留邦人は身分証明のために旅券を常時携帯しなければならなくなり、旅券の盗難や紛失の可能性、ひいては、その旅券が犯罪やテロに用いられる危険性が大いに高まる。

日本国政府は、米国政府に対し、以下を求める。

- (a) 滞在許可期間中に特に問題がなかった場合には、ビザの有効期間中は I-94 の更新手続を簡素化するなどの措置を講じ、運転免許証の更新にかかわる負担を軽減するよう取り組むこと
- (b) Real ID 法において、「定められた滞在期間がない資格」については、運転免許証の公的目的としての身分証明書として使用できる有効期間は1年とされており、この「定められた滞在期間がない資格」には、報道関係者（I ビザ）及び公務滞在者（非外交官で A ビザを有している者）が含まれるが、実際には、当初から予定されている任期が概ね3年から5年の者が多い。それにもかかわらず、入国後、運転免許証の公的目的としての身分証明書として使用できる有効期間が一律1年間となっており、毎年更新手続をせねばならず、金銭的・時間的負担を強いられている。このため、「定められた滞在期間がない資格」のうち、報道関係者（I ビザ）及び公務滞在者（非外交官で A ビザを有している者）については、運転免許証の有効期限を延長するよう措置を講じること
- (c) 日本企業の身元保証の確実な L ビザ、E ビザ保有者については、運転免許証の有効期限を延長し、米国民と同様とする等の弾力的な運用をすること

##### (2) 各州免許証取得期間の合理化・国際運転免許証の取扱いの改善

一般に米国各州では、居住者となった時から30日から60日以内に居住地の運転免許証を取得することが要求されており、これが日本からの駐在員等にも適用されている。しかし、実際には社会保障番号（SSN）や公共料金の明細書等を取得する必要があるため、この期間内に運

運転免許証を取得することは非常に困難である。さらに、ニューヨーク州やイリノイ州等多くの州では、国際運転免許証で保証されている有効期間が右期間に限定される場合があり、国際運転免許証で保証されている有効期間内にもかかわらず、無免許運転として取締りを受けるケースが報告されている。

日本国政府は、米国政府に対し、外国人居住者に米国の免許取得を要求する場合は、外国人居住者の実情に合わせた合理的な期間・要件を定めるよう、各州に働きかけることを求める。また、道路交通に関する条約の趣旨に基づき、日本の当局が交付した国際運転免許証により、その有効期限が満了するまで運転が認められるよう、各州に働きかけることを求める。

## 5. 社会保障番号

### (1) 社会保障番号取得手続の迅速化

現在でも社会保障番号（SSN）の発給には1か月から2か月程度を要しており、SSNが運転免許証の取得や銀行口座の開設等駐在員の赴任直後の現地生活の立ち上げに実態上必要とされていることから、在米駐在員が不便を強いられている。

日本国政府は、米国政府に対し、引き続きSSNの発給が速やかに行われるよう、必要な措置を講じることを要望する。

### (2) 駐在員家族への社会保障番号発給

(a) 駐在員配偶者（E-1、E-2及びL-2ビザ保持者）は、2006年10月以降、制度改正により就労許可証（EAD）を取得することなくSSNを取得することができるが、制度改正が周知徹底されておらず、社会保障事務所によっては、駐在員配偶者に対するSSN発給申請を却下するという事例が報告されている。

また、配偶者がSSNを申請する際には、婚姻関係の証明の提出が求められているが、翻訳の添付の必要性につき、社会保障事務所の窓口ごとに運用が異なるという事態が発生している。さらには、第7回報告書において、社会保障庁は「日本の大使館・総領事館において発行される日本の戸籍の翻訳を受理している」としているが、社会保障事務所によっては、日本の大使館・総領事館が発行する婚姻証明（日本の戸籍の翻訳）を受け付けず、自ら戸籍を翻訳するため、手続に多大な時間を要するという事例がある。

日本国政府は、米国政府に対し、駐在員配偶者へのSSN発給について、制度を社会保障事務所窓口に周知徹底させ、統一的な制度の運用・取扱いが実施されることを確保するよう求める。

(b) 駐在員の子女に対し、SSNが発行されないため、運転免許証の新規取得や銀行口座の開設ができず、他地域の大学への進学が困難となるという事態が発生している。

日本国政府は、米国政府に対し、Eビザで大学等へ就学する子女についてもSSNが発

給されるよう措置を講じることを求める。

## IV. 特許制度

米国は、世界で唯一「先発明主義」を採用する等、国際基準と比較して特異な制度を有している。外国の出願人が米国に出願する際には、その特異な制度に合わせて、自国に出願する場合は異なる個別の対応をする必要があり、不要な追加的コストを負担している。これは、米国の出願人が外国に出願する際も同様となっている。日本国政府は、米国政府がこのような特異な制度を国際基準に合致させることが、米国及び外国の出願人にとって有益であると確信する。日本国政府は、このような観点から、これまでの対話において、先発明主義から先願主義への移行、早期公開制度の例外廃止等を米国政府に対して求めてきたが、いまだ実現されていない。したがって、日本国政府は、これらの事項を実現するよう、米国政府に対して引き続き強く求める。

個別の要望は以下のとおりである。

### 1. 先発明主義、インターフェアレンス（抵触審査）

米国が、特許制度上採用する先発明主義の下では、二者以上の者が別々に発明を行って各々出願した場合、誰が最先の発明者であるかを決定するインターフェアレンスの手続が行われる。

特許出願人の立場からすると、(a) 先発明者の出現で事後的に特許権者の地位が覆されることがあり得る点で確実性、予見性がないこと、(b) インターフェアレンス手続に長期間を要するとともに多大の費用がかかること、(c) インターフェアレンスの過程で出願した発明又は特許に含まれた技術情報が漏えいする危険性等の問題がある。

また、複数の発明者が独立に同一の発明を行い、かつ、前記発明者のうちの複数に特許が与えられた場合（ダブル・パテント）には、第三者はダブル・パテントを自ら解消する手段を持たないため、各権利者へ重複して特許権使用料を支払い続ける必要が生じるという意味で、不当な不利益を被る可能性がある。

日本国政府は、国際的な特許制度調和の動きをも踏まえ、米国政府に対し、世界標準となっている「先願主義」へ早期に移行するよう求める。また、移行までの暫定的措置として、インターフェアレンスの手続の簡素化を引き続き求める。

### 2. 例外を設けた早期公開制度

1999年11月に成立した米国の改正特許法によって導入された早期公開制度は、外国に出願されていない米国出願、及び対応外国出願に含まれていない米国出願の内容について、出願人の申請により非公開にできるという例外を設けている。

申請により非公開にされた出願内容は、権利付与後に特許公報が発行されるまで他者に公開されないため、出願明細書に記載された発明と同一の内容について善意の第三者が重複して研究開発投資や事業化投資を行う可能性があり、事業損益の予見可能性の観点から問題が大きい。

また、特許審査が長期化した場合には、その間に開発技術を独自に実用化した第三者が、特許申請中の発明に抵触する商品の市場規模を十分に拡大させた後に特許が成立する可能性があり、莫大なライセンス料を請求されるといういわゆる「サブマリン特許」の問題が生じ得る。

日本国政府は、米国政府に対し、早期公開制度に設けられている例外規定を廃止し、係属していない出願、秘密指令下にある出願を除くすべての出願について、最先の出願日から18か月経過後に公開するという、日米包括経済協議の下で1994年に両国間で合意された内容の履行を引き続き強く求める。

### **3. 再審査制度**

米国は、特許権成立後に権利の有効性を再検討する制度として再審査制度を設けており、1999年11月に成立した特許法の改正により、従来の査定系再審査の選択肢として当事者系再審査の制度を導入した。また、2002年11月に成立した特許法の改正により、再審査制度が更に改善された。

しかしながら、米国の再審査制度は、再審査請求の理由が刊行物記載の先行技術文献の存在を理由とするものに限られ、日米合意事項である明細書の実施可能要件不備、明記要件不備を理由とする再審査請求が認められていない。

日本国政府は、米国政府に対し、再審査制度において、米国特有の要件であるベストモード要件を除く米国特許法112条のすべての要件不備を再審査請求の理由として認めることを引き続き強く求める。

### **4. 単一性を満たさないことによる分割要求**

一つの出願に二以上の別の発明が含まれている場合、審査官は発明の単一性（一つの出願には独立した発明が一つだけ含まれる）を維持するために、特許請求の範囲の記載内容を部分的に選択して出願を分割するよう要求を出す。

米国の単一性の判断基準は特許協力条約（PCT）の規定よりも厳しく、PCT経由の米国出願では単一性要件を満たすと認められるものであっても、工業所有権の保護に関するパリ条約に基づく優先権を主張して出願すると単一性違反と判断される場合があり、PCT経由の米国出願と、それ以外の米国出願との間で、単一性の判断基準が異なっている。

複数国へ出願する出願人が、単一性要件について米国特有の基準に合わせた出願準備（特許請求の範囲の検討）を行うことは、実務的に困難である。

分割要求を受けて選択クレームを決定すると、選択されなかったクレームは審査の対象から外されるので、非選択クレームを維持したい場合には、原出願の特許発行前に分割出願する必要がある。分割出願を行うことは出願人に再度の手間と出費を強いることとなり、大きな負担増加である。

また、他国において単一性を認められる発明が、米国内において複数の出願として存在する

ことは、出願を管理する出願人あるいは特許を維持する特許権者にとって、また特許権への抵触を回避するために特許を監視する第三者にとっても負担となる。

日本国政府は、米国政府に対し、米国特有の単一性の要件をPCTの規定と同様の水準に緩和することを引き続き求める。

#### 5. 後願排除効力に関する判例法理「ヒルマー・ドクトリン」及び言語差別規定

米国特許法では、第119条の規定により、パリ条約第4条の優先権制度を導入している。すなわち、外国における最先の出願日から12か月以内になされた米国出願は、前記最先の外国出願日にされた米国出願と同一の効力を有するとされる。

しかしながら、米国の判例・実務においては、判例により確立された法理「ヒルマー・ドクトリン」に基づき、前記効力のうち、明細書記載事項が先行技術として第三者による後願を排除できる効力の発生日は、最先の第一国出願日まで遡及せず米国出願日までしか遡及しないとされている。

また、米国特許法第102条 (e) には、国際出願が米国を指定し、かつ、英語により国際公開された場合には、当該国際出願の後願排除効力は国際出願日から発生するが、英語以外の言語により国際公開された場合には、後願排除効力が生じないとする言語に依存した差別的取扱いが規定されている。

日欧においては、外国出願を優先基礎とする国内出願は、最先の第一国出願日まで遡及して、かつ明細書の記載事項全体が後願排除効力を有する。また、国際公開言語によって後願排除効力が異なるということもない。これに対して、米国においては同様の待遇が保証されていないことは不平等である。

他言語への翻訳を要する外国出願を行う者にとって、パリ条約第4条の優先権制度が与える12か月の猶予期間や国際出願における翻訳文提出までの猶予期間は準備等の都合上その意義が大きいかかわらず、ヒルマー・ドクトリンや第102条 (e) による後願排除効力の制限は、パリ条約が規定する優先権制度やPCT制度の有効性を狭めることとなり、日本の出願人にとって不利益が大きい。

日本国政府は、米国政府に対し、ヒルマー・ドクトリンに基づく判例及び実務について、明細書の記載事項全体が最先の第一国出願日まで遡及して第三者の後願を排除する効力を有するように改善することを引き続き求める。加えて、第102条 (e) に基づく言語差別の撤廃を求める。

#### 6. 先行技術の情報開示義務の緩和

米国において、出願人は、特許が発行されるまで、自己の知る重要な先行技術文献情報のすべてを米国特許商標庁に対して開示する義務を負い (IDS制度)、文献のリストとともに文献 (米国特許及び米国特許出願公開を除く) のコピーを提出する必要がある。また、先行技術文献が



英語以外の言語で書かれている場合には、「関連性についての簡潔な説明」の提出も必要とされている。さらに、侵害訴訟の過程において、特許出願審査過程における情報開示義務違反が認定された場合、全クレームについて特許権の権利行使不能という厳しい制裁が課される。

このため、米国に出願している日本の出願人は、その米国出願に対応する日本出願について拒絶理由通知を受けて新たな先行技術文献を知った場合には、その都度、当該先行技術文献情報を米国特許商標庁に提出することが必要となる。また、各文献の「簡潔な説明」の提出のため翻訳費用等の多大な負担が発生している。

さらに、2006年7月に米国特許商標庁から提案されたIDS制度に関する規制改正案は、出願人に対し更なる負担を求めるものであるが、特に非英語文献に対しては、審査着手以前の提出であっても、文献の特徴部分の特定とクレームの構成との関連の説明が求められており、英語文献の場合よりも負担がはるかに大きくなっている。

また、特許発行料を払った後に有力な先行技術が見つかった場合には、特許発行を辞退し再度審査を求める請願とその出願の継続審査請求をした上で、情報開示申告書を提出しなければならない。請願と継続審査請求については、費用的にも、時間的にも出願人の負担が大きい。

よって、日本国政府は、米国政府に対し、先行技術の情報開示義務について、以下の措置を要望する。

- (a) 米国に出願している日本の出願人が大きな負担を負っている点を改善すべく「簡潔な説明」の提出を不要とする、既に米国特許商標庁が有している特許公報については出願人に提出を求めないようにする等の緩和措置を引き続き求める。
- (b) 2006年7月に公表されたIDS制度の規則改正案について、英語文献提出に比べ重くなっている非英語文献提出の負担を軽減することを要望する。
- (c) 審査段階により負担が重くなる点を改善すべく、出願人が先行技術を発見した場合には、追加の費用や書類（再度審査を求める請願とその出願の継続審査請求等）を要求されることなく、情報開示申告書の提出のみによって、当該先行技術を踏まえた審査を受けられるように要望する。

## 7. 植物特許

植物新品種に保護が認められるための「新規性」は、当該品種がある国で既に販売されていても、他国においてはその国での販売開始から4年（樹木及びぶどうについては6年）以内は認められることが植物の新品種の保護に関する国際条約（UPOV条約）において規定されており、日本の種苗法もこれに適合したものとなっている。

しかしながら、米国特許法は、塊茎植物を除いた無性繁殖性植物について、米国又は他国で

特許を与えられるか若しくは刊行物記載（出願公表）された日、又は米国で一般に利用若しくは販売された日から1年以内のみ新規性を認めている。

米国特許法の下で新規性要件を満たすためには、米国で販売されていない場合でも出願公表された時点から1年以内に米国に出願しなければならないことから、日本企業は、将来米国で販売するかどうか不明確であっても、米国における新規性確保のため期限内に出願せざるを得ず、無用なコストが生じる状況となっている。

したがって、日本国政府は引き続き、米国政府に対し、米国特許法上の植物特許の新規性要件を、UPOV 条約の規定に従い、当該品種がある国で販売されていても、米国で販売されていない場合は、他国での販売開始から4年（樹木及びぶどうについては6年）以内とするよう要望する。

## V. 政府調達

### 1. 安全で責任のある柔軟かつ効率的な交通標準化法

「安全で責任のある柔軟かつ効率的な交通標準化法」（「交通標準化法」）には、二種類のバイ・アメリカンの規律が規定されている。一つには、連邦輸送局が大量輸送機器を購入する際に、連邦資金を受けるためには、その調達において、鉄道車両等幾つかの機器を対象に、米国製であることを条件として定めており、加えて、米国製鉄道車両となるための条件として全部品コスト中60%以上が米国製部品のコストでなくてはならないとの要件等を付している。具体的には、台車（車輪・車軸を含む）、モーター、ブレーキ、エアコン、ドア、いすなどのすべての部品について、車両製造業者が下請業者から購入する部品代金と、車両製造業者自身の製造コストの合計の6割以上が米国製部品のコストである必要がある。

二つ目に、連邦高速道路局が高速道路計画のための連邦資金受領条件として、その調達対象を米国製鋼材に限定する旨規定している。

これまでの報告書で米国政府は、WTO政府調達協定（GPA）の附属書Iの米国の付表2の注釈5には、米国における「大量輸送及び高速道路プロジェクトのための連邦資金に関連した制限には適用されない」と記載されており、交通標準化法において、政府調達の対象を米国製に制限していることはGPA上問題ない旨報告しているが、上記のような要件は、自由貿易を阻害するものであるとともに、米国企業の効率的で最適な部品調達行動を阻害し、米国政府の調達コストの増大にもつながるものとする。よって、日本国政府は引き続き、米国政府に対し、米国製部品比率や調達対象の限定などを内容とするバイ・アメリカンの規定撤廃を要望する。

なお、第7回報告書で米国政府は、2007年9月に連邦運輸省公共交通局最終規則の大量輸送規則の変更が行われ、国外の車両及び最終製品に関する公益免除の手續が公表された旨報告しているが、バイ・アメリカン要件免除のために公益に資するものとして何が認められ得るのか不明確であり、日本企業の参加を促進するものとなっていない。このため、上記バイ・アメリカンの規定を直ちに撤廃することが困難な場合でも、本件公益に資するものとして何が認められ得るのかを明確にすることを要望する。その結果、例えば、二酸化炭素の排出削減や省エネ等、環境配慮の観点から優れている鉄道車両、運行システム、レール等が公益に資するものとして認められ、米国政府が国内外の生産を問わずそれらを自由に調達できることとなれば、米国の環境政策の観点からも有益であると考えられる。

### 2. 米軍基地関連規則

#### (1) 米国製品搬入のための米国船使用義務

米国防省の工事において、材料等を海上輸送する場合には、米船籍使用の義務を課されることとなるが（国防連邦調達規則（DFARS）247.572）、グアムに就航可能な米国船籍の船の絶対数が限られているため、コスト高となる場合があり、また、特に米国企業に比べて実質的に選

択肢が限定される日本企業にとって追加的なコスト負担が強えられる可能性があるため参入障壁となり、入札の際に不利となる。

日本が財政支援する在沖米海兵隊のグアムへの移転に係る建設工事については、不要なコスト増を避けるとともに、日本企業（下請企業を含む）の参入障壁とならないよう、仮に米船籍使用の義務を規定した法規制そのものの改正が困難な場合、同法規制は米船籍による輸送費が過度あるいは非合理的な場合などには米船籍以外の使用を認める例外措置（DFARS247.573-1）を定めており、同措置の柔軟適用を行うなど、早期の是正を求める。

## （2）履行保証、支払保証義務

連邦調達規則（FAR）は、連邦政府の発注する工事に対する契約履行保証と支払保証のため、受注業者に対して、契約金額の100%を保証（ボンド）として積むことを義務付けている（FAR 28.1）。また、契約に際しては、この保証を発行できる機関を、米国、州、コロンビア特別区、準州又は領土の法律に基づき設立された法人（「米国法人」）であって、連邦財務省長官の承認を受けた機関としている（31.U.S.C.）。日本においては、通常100%の保証を求められることはなく、かつ、保証を発行できる機関が米国法人に限られ、米国法人ではない日本の保証機関が発行主体となることができないことから、日本企業の受注を著しく困難にするものである。

特に、日本が財政支援する在沖米海兵隊のグアムへの移転に係る建設工事が予定されていることにかんがみ、不要なコスト増を避けるとともに、日本企業の参入障壁とならないよう、早期の是正措置を求める。

## **3. 公共事業の工事契約における物価変動への対応**

我が国は公共事業の工事請負契約書にプライス・エスカレーション条項（特別な要因により工期内に主要な工事材料の価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適當になったときに、受注者は請負代金額の変更を請求できる等の規定）を盛り込み、プロジェクト期間中の物価変動に対する備えを行っている。米国においては、米国連邦調達規則にプライス・エスカレーション条項が盛り込まれておらず、物価変動に対応するための条項が設けられていない。このため、日本企業は連邦政府と同条項を契約に盛り込むための交渉を個別に行わなければならない、負担になっている。日本国政府は米国政府に対し、日本企業が物価変動に機動的に対応できるよう、同条項を FAR に盛り込むことを要望する。

## VI. 輸出関連規制

### 再輸出規制

日本は全ての国際輸出管理レジームに参加するとともに、2002年の大量破壊兵器に係るキャッチ・オール規制の導入を含め、厳格な輸出管理制度を採用、実施してきており、また、輸出管理の強化・維持には輸出相手国の協力も必要との観点から、アジア諸国を中心にアウトリーチ活動を積極的に実施するなど、引き続き地域における輸出管理体制強化を図ってきている。よって、米国が日本からの再輸出について日本の輸入者（再輸出者）に対し、規制をする必要性は乏しいものと考えられ、また、そもそも米国の再輸出管理制度は、国際法上許容されない国内法の過度な域外適用がなされるおそれがあるものと認識している。このため、日本国政府としては米国政府に本規制の適用から日本の輸入者（再輸出者）を除外することを改めて要望する。

また、日本国企業が米国の再輸出規制を遵守するためには、輸出元又は技術のライセンサーである米国企業の協力を要するが、米国内での当該規則・規制に対する問題意識や認識は依然として低く、輸出製品の輸出管理品目分類番号（ECCN）等の製品該非判定情報が十分に提供されない又はその提供までに多大な労力及び時間を費やすことが多く、結果、健全な貿易取引の阻害という重大な問題を招いている。

この点、日本国政府はこれまでの報告書に記載された米国政府による措置を歓迎はするものの、例えば、第7回報告書に記載された「電子的な品目番号請求フォームに、申請者の品目分類の結果を米国商務省産業安全保障局（BIS）のウェブサイトに公開することの可否を申請者に尋ねるための記入欄を追加することに取り組む」及び「申請者が、過去に発行を受けた分類の結果をBISのウェブサイトに掲載させる方法の検討を開始した」との措置については、BISのウェブサイトで全品目が網羅されるのか、膨大な品目の中から簡便に検索できるのか、また、法令改正があった場合に過去の判定に基づくECCNが正しくアップデートされるのか、といった多くの点で懸念があり、こうした措置が抜本的な解決に至るものとは認識していない。

このため、日本国政府は、米国政府に対し、再輸出規制からの適用除外が困難な場合の当面の措置として、日本国企業（輸入者）にECCNを含む品目情報の十分な提供を行うよう、米国企業（輸出者）に義務付けることについても改めて要望する。

## Ⅶ. 基準・規格

### 1. メートル法の推進

メートル法は、国際標準化機構（ISO）等における国際規格・基準の策定に当たっての基準単位として採用されている。世界各国が国際単位であるメートル法の採用を進めている中、米国は、メートル条約の締結国であるにもかかわらず、いまだにヤード・ポンド法の単位を使用し続けており、これが、日常生活の不便のみならず、企業間取引、貿易取引の煩雑さを招いている。

WTO の貿易の技術的障害に関する委員会（TBT 委員会）においても国際標準の採用による国際貿易の技術的障害の低減を推奨されているところであり、TBT 協定の精神の遵守の観点からも、実際にメートル法の普及を促進するための措置が必要である。

日本国政府は、第7回報告書において報告された米国商務省標準・技術研究所（NIST）によるメートル法採用拡大の取組を歓迎するが、より積極的なメートル法の普及が行われ、公共・民間両部門において、メートル法の採用が徹底されることを要望する。

### 2. 有機農産物の同等性審査について

米国政府は米国内で有機として販売又は表示される農産物の生産、取扱い及び表示を米国有機プログラムにより規制しており、日本産有機農産物が米国市場に有機としてアクセスするには、米国政府による有機農産物の日本農林規格（JAS 規格）と米国有機プログラムの同等性承認が必要である。

日本国政府は、米国政府に対し、2002 年 1 月に有機農産物の JAS 規格の同等性承認の審査を要請し、2006 年 2 月には要求されたすべての資料を提出済みであるが、米国政府の検討は進展していない。他方、日本国政府は、2002 年 3 月に米国有機プログラムと JAS 規格の同等性を承認しており、米国産有機農産物は日本市場へのアクセスが可能となっている。同等性承認に向けてのステップとして、有機 JAS 認定制度が米国有機プログラムの技術的基準に適合することを米国政府が今秋に認証する予定であることを歓迎するが、相互主義の観点から、日本国政府は米国政府に対し、有機農産物の JAS 規格の同等性を早期に承認し、日本産有機農産物に平等なアクセス機会を提供するよう求める。

### 3. 日本産温州みかんの輸出検疫条件の緩和について

日本産温州みかんの対米輸出については、日本にカンキツかいよう病（植物の病害の一種）が発生しているため、①無病地区の指定、②無病地区周囲に幅 400m の緩衝地区の設置、③園地検査の実施、④果実表面にカンキツかいよう病菌がないことの確認テストの実施、⑤輸出検査の実施及び、⑥果実の表面殺菌などの厳しい検疫措置が課されている。

一方、米国フロリダ州においてもカンキツかいよう病が発生しており、米国政府は 2006 年 8 月、フロリダ州からのカンキツの生果実の移動規制に関する規則を施行し、2007 年 11 月に更に見直しを行った。米国政府が採用している移動規制の主な内容は、①移動前検査の実施及び、②果実の表面殺菌であり、日本産温州みかんに対する規制に比べて弱い規制となっている。

このため、日本国政府は米国政府に対し、内外無差別の原則から、カンキツかいよう病に関して、日本産温州みかんに対する規制が現行のフロリダ州産カンキツに対する規制と同水準の規制となるよう要請してきており、本年 3 月には病虫害危険度解析（PRA）の再評価のための情報を提供した。日本国政府は、米国政府に対し、提供した情報を基に速やかに日本産温州みかんに対する病虫害危険度解析を再評価し、日本産温州みかんに適用している無病地区の指定、緩衝地区の設置、園地検査の実施及び果実表面にカンキツかいよう病菌がないことの確認テストの要件を撤廃するように求める。

## Ⅷ. 州別規制の統一化

### 環境規制

環境に関する市民の関心の高まりもあり、米国各州で環境に関する規制が強化されつつある。人の健康と環境の保護を目的とした環境規制の強化は理解するものであるが、米国では、各州がそれぞれまちまちの対応方法及び速度で規制強化を進めているため、日米双方の企業が全米又は複数州にまたがる事業活動を行う際に大きな負担となっている。さらに、今後、現在以上に多数の州で程度・内容において異なる環境関連規制が導入される場合には、販売しようとしている製品が販売地域のすべての州の関連規制を満たしているかどうかを確認することは、特に外国企業にとっては極めて困難である。また、各州の規制に合わせて製品を生産・運送する必要が生じた場合には、その負担は更に大きくなる。

実際に、廃電子機器リサイクル法については、2007年の10月時点では実施されているのが4州、法律として成立しているのは3州だったのが、現時点ではそれぞれ7州、6州となり、州ごとに内容の異なる規制が増え続けている。

ついでには、日本国政府は、連邦法の制定等により、各州の環境規制が統一化されること、また、連邦レベルで各州規制の調和に向けた各州向けの指針の発出、個々の工業製品について各州でいかなる基準を満たす必要があるか、規制の対象範囲、施行日時等についての情報を分かりやすく取りまとめること、シングルウィンドウを設置すること等を要望する。これが困難な場合には、連邦政府によるガイドラインの策定を要望する。

また、第7回報告書において、米国政府は、「廃電子機器リサイクル法を持つ州及び規制される側双方の財政面及び法令遵守上の負担を軽減することに役立ち得る戦略を策定するためのフォーラムを立ち上げることについて、幾つかの団体と協議を開始したところ。」と報告しているが、この進捗状況についての情報提供を要望する。



## IX. 域外適用

米国の制裁法に基づく一方的な制裁措置は、一般国際法上許容されない国内法の域外適用になり得るのみならず、WTO協定との整合性で問題となる可能性がある。さらには、個々の制裁法の運用においても、公平性、透明性及び予見可能性が確保されていない。これらの観点から、日本国政府は、規制改革イニシアティブを含むあらゆる機会を捉えて米国政府に改善を求めてきたが、これまで米国側より十分な対応は得られていない。

日本国政府は、米国政府に対し、以下の制裁法について、WTO協定を含む国際法との整合性を確保しつつ慎重に運用するよう求める。特に、第三国の企業に対するこれら制裁法の適用を差し控えるよう求める。

### 1. イラン制裁法

日本国政府は、国連安保理決議に基づき外国為替及び外国貿易法によりイランの核活動等に関与する者に対する資産凍結等の措置を実施しているが、他方で、米国のイラン制裁法については、実際に発動されれば同法が定める制裁措置が一般国際法上許容されない国内法の域外適用について問題となる可能性があり、また、米国当局による制裁対象者向けの輸出許可発行の禁止、制裁対象者からの政府調達禁止等の措置はWTO諸協定との整合性、すなわち、GATT第11条並びにWTO政府調達協定第3条及び第8条といった規定に違反する可能性があり、また、GATT第20条及び第21条、WTO政府調達協定第23条といった例外規定にも該当しない可能性があることから懸念している。

特に近時、米国連邦議会下院でイランへの制裁免除に関する大統領の裁量権を廃止することを盛り込んだイラン拡散対抗法案（H.R.1400）等、イランへの制裁を強化する法案が可決されており、一般国際法上許容されない域外適用の可能性が高まっていることを強く懸念している。

米国政府は、第7回報告書において、同法の適用の免除につき、対象者の国籍による区別はないことを報告しているが、日本国政府は米国政府に対し、これまで、現実に外国企業による多数の対イラン投資活動が現時点までイラン制裁法の適用を受けていない中で、今後日本企業にもイラン制裁法を適用しないことを強く求めるとともに、米国政府がその旨を更に明確にすることを求める。

### 2. ヘルムズ・バートン法（キューバ制裁法）

ヘルムズ・バートン法について、日本国政府は、同法が一般国際法上許容されない国内法の域外適用となるおそれがあることから懸念を有している。米国政府は、第7回報告書でも述べられているとおり、本法の実施停止期間を6か月ごとに延長してきているが、日本国政府は、米国政府に対し、国連総会においても、同法に対する懸念が圧倒的多数の加盟国の支持によって決議されている事実を十分認識し、引き続き実施停止を継続するよう求める。

## X. 競争政策

競争政策の積極的な促進は、事業者による市場への新規参入や創意を促進し、効率的な経済環境を構築するものである。近年の世界経済のグローバル化の進展において、米国における競争政策の更なる促進は、日米両国の経済の活性化や企業及び消費者に様々な利益をもたらすものである。

日本国政府は、第7回報告書において報告されているように、反トラスト法適用除外を創設する動きに反対する取組が行われていることや国際カルテルの摘発をはじめとする執行活動等、米国政府によって競争政策が積極的に展開されていることを承知しているが、米国政府に対し、とりわけ適用除外制度の見直しにつき更なる取組を要望する。

具体的要望は以下のとおりである。

### **反トラスト法適用除外制度**

日本国政府は、米国政府に対し、競争政策を積極的に促進する観点から、現存する連邦反トラスト法の適用に関する制限及び除外に係る適切な対象範囲について、2007年4月の反トラスト近代化委員会の勧告を踏まえ、引き続き、見直し及び意見表明を行い、かつ、存在に合理性のない制度については廃止するよう求める。

また、日本国政府は、米国政府に対し、州レベルでの反トラスト法適用除外制度についても、その見直しのための協力を積極的に進めるよう求める。

さらに、こうした一連の作業に係る公表文書を、日本国政府にとって入手可能にするとともに、これらの作業に関する進捗状況についての説明を求める。

## XI. 司法制度・法律サービス

### 法律サービス

#### (1) 外国弁護士受入れ

##### (a) 外国弁護士受入制度の全州への拡大

米国においては、外国弁護士受入制度を導入している管轄地は、日米規制改革イニシアティブ「7年目の対話」において米国政府から新たに報告を受けたサウスカロライナ州、ノースダコタ州及びデラウェア州を含めた 28 の州並びにコロンビア特別区にすぎず、その他の州においては、外国弁護士が開業することが許されていない。

日本国政府は、米国政府が米国法律家協会（ABA）とともに外国弁護士受入州の拡大に努力していることを歓迎するが、我が国においては、外国法事務弁護士は全国で活動することができるのであるから、米国政府に対し、外国弁護士受入制度を全州に拡大するため、各州がモデル規則を導入するための更なる積極的な行動を求めるとともに、外国弁護士が全州で法律事務を行えるよう、連邦法を整備すること等必要な措置を採ることを求める。

##### (b) 外国弁護士の受入要件としての職務経験期間

外国弁護士受入制度を導入している管轄地における職務経験要件については、同イニシアティブ「6年目の対話」において、米国政府から、2006年8月にモデル規則の改正を行い、改正後のモデル規則においては、職務経験期間が5年とされるとともに、当該期間に参入することのできる職務経験については、申請直前のものに限られず、また、第三国を含むいずれの国におけるものであっても構わないものとされた、との報告を受けた。日本国政府は、米国におけるこのような改善を歓迎するものであるが、なお多くの州において職務経験要件に関する問題が解決されておらず、米国政府に対し、引き続き、以下の事項の実現に向けて努力するよう求める。

##### (i) 職務経験期間の短縮

外国弁護士受入制度を導入している管轄地においては、コロンビア特別区及びデラウェア州を除き、受入要件として、一定期間の職務経験があることを求めており、多くの州においては、その期間を5年以上としている。日本の外国弁護士受入制度においては、米国の要望により、既に10年も前に、職務経験要件を5年から3年に短縮しており、米国においても、すべての州において職務経験要件を3年に短縮するよう求める。

##### (ii) 申請直前要件の廃止

外国弁護士受入制度を導入している州においては、確認されている限りでは、職務経験期間に算入することのできる職務経験が申請直前のものに限定されている。このような要件は、日本の外国弁護士受入制度においては求められておらず、米国においても、すべての州において職務経験期間に算入できる職務経験を申請直前のものに限定しないよう求め

る。

(iii) 第三国における職務経験期間の算入

外国弁護士受入制度を導入している州において、職務経験期間に第三国での職務経験期間の算入を認めているのは、確認されている限りでは、日米規制改革イニシアティブ「7年目の対話」において米国政府から新たに報告を受けたサウスカロライナ州及びノースダコタ州を含めた5州（他の3州はテキサス州、ニューヨーク州及びインディアナ州）にすぎない。日本の外国弁護士受入制度においては、職務経験期間に第三国での職務経験期間の算入を認めており、米国においても、すべての州において職務経験期間に第三国での職務経験期間を算入することができるよう求める。

(2) 外国弁護士による裁判外紛争解決手続に関する規制

日本国政府は、米国政府に対し、外国弁護士又は外国リーガル・コンサルタント（FLC）による裁判外紛争解決（ADR）手続の主宰及び代理に関し、各州がどのような規制を行っているかを明確にすることを求める。なお、その結果、外国弁護士又はFLCが行うADR手続に関し、日本の制度に比して過度の規制がされていることが判明した場合には、当該規制が撤廃され、又は緩和されるための適切な措置を採ることを求める。

## XII. 海運

### 1. 1920年商船法に基づく制裁措置及び日本の港湾事情に関する報告要求

1920年商船法第19条(1)(a)により、外航海運に影響を与える規則を策定する権限が、米国連邦海事委員会(FMC)に対して与えられている。

FMCは、1997年9月に日本の船社に対し、一方的制裁措置を発動し、1999年5月に撤回したものの、引き続き日米船社に対して日本の港湾の状況をFMCに報告するよう要求している。当該制裁措置の根拠となったFMCの規則は、相手国船舶に対する最恵国待遇、内国民待遇の付与等を規定した日米友好通商航海条約に違反するものであった。同規則は1999年5月に撤廃されたが、同条約への違反を認識した上での撤廃ではないことから、同様の一方的制裁措置がFMCによって再び行われるとの懸念が依然として払拭されていない。ついては、米国政府に対し、連邦政府として、FMCに対する働きかけを強化する等により、このような一方的制裁措置が今後行われることがないよう確保することを強く求める。

また、FMCは、同規則の撤廃後、日本船社及び米国関係船社に対し、日本の港湾事情の改善状況について引き続き報告を求めており、事前協議制度の大幅な改善実現、港湾運送事業法の改正をはじめとする日本の港湾事情の改善の成果が現れているにもかかわらず、2001年8月には、新たな指令により、報告の記載事項を増やすとともに、対象となる船社の範囲を拡大した。当該指令は、直接日本船社に日本の法令及び通達の提出を求めるなど、船社に提供を求めることが適当と考えられる範囲を逸脱するもので船社にとって不当かつ過大な負担となっている上に、今後FMCによる一方的な制裁措置を再び課すための情報収集ではないかとの懸念を有している。

以上のことから、日本国政府は、米国政府に対し、報告の根拠となる指令を撤回するよう強く求める。

### 2. 1998年外航海運改革法による運賃設定への介入

1998年外航海運改革法により修正された1920年商船法第19条(1)(b)には、日本を含む外国海運企業と米国海運企業を差別し、その運賃設定の在り方等について一方的な規制を可能とする規定が含まれている。そもそも運賃設定の在り方は、商業ベースの自由な海運活動の基本であり、FMCが一方的にその規制を行うことは、自由な海運活動への介入及び外国海運企業のみに対する差別的介入にほかならないと考える。

1998年同法の改正により殊更運賃設定の在り方に対する介入が明文化されたことについて、米国政府は、第7回報告書において、「1920年商船法第19条の1998年の改正はFMCに対し既に与えられている権限を明確にしたもの」と述べているが、本来商業ベースで設定される運賃に対する極めて例外的な措置であるべき本規制が真に必要な理由や同規制が正しく行使されることの制度的担保の有無が不明瞭なままであり、市場の実情を無視した一方的な規制がなさ

れる懸念が強く残る。したがって、米国政府に対し、今後 FMC が市場の実情を無視して日本を含む外国海運企業による商業的海運活動を一方的に規制することのないよう確保することを求める。

### **3. 新運航補助制度**

毎年1億ドルを超える運航補助を10年間にわたって実施するという新運航補助制度（MSP）は、2005年10月以降も10年間延長され、かつ、補助金額及び対象隻数の拡大がなされている。この巨額の補助金の投入が、国際海運市場における自由かつ公正な競争条件を歪曲することは明らかである。同補助は、国家安全保障対策の一環であるとの説明をこれまで受けてきたが、補助金額等の合理的説明はなく、実質上国家安全保障の名の下での運航費補助となっているのではないかと疑念は解消されてはいないことから、日本国政府は、米国政府に対し、同制度の廃止を求める。

また、仮に廃止が困難である場合には、日本国政府は、米国政府に対し、以下の3点を求める。

- (1) 同制度の運用において、その適用を安全保障上、真に必要な徴用の場合に限る等、国際海運市場における自由かつ公正な競争条件への歪曲効果を最小限にする方策を可及的速やかに採ること。
- (2) 第7回報告書において米国政府が確認した、MSP補助対象船舶リスト及びMSPに実質的な影響を与える他の変更に係る日本国政府への情報提供を、着実かつ遅滞なく実施すること。
- (3) 同制度の補助対象要件の詳細な説明をすること。

### **4. アラスカ原油輸出禁止解除法を含む各種貨物留保措置**

商船貨物であるアラスカ原油の輸出に際しての、米国籍船使用の義務付けに代表される各種の貨物留保措置は、内国民待遇の原則に反する保護主義的性格が強いものであり、交渉期間中は新たな保護主義的措置を導入しないとする1994年のWTO海運継続交渉に関する閣僚決定にも反するものである。

第7回報告書において、米国政府は、貨物留保等の措置が国際海運市場における自由かつ公正な競争を阻害するおそれがあるとの日本国政府の意見に留意したとしつつも、当該措置は、外洋航海を伴う米国の対外貿易全体の1%に満たない影響しか及ぼさない旨述べているが、それはこの競争阻害的措置を正当化する理由にはならない。したがって、日本国政府は、米国政府に対し、各種貨物留保措置の撤廃を引き続き求める。

## 5. カリフォルニア州におけるコンテナ課徴金制度及びロサンゼルス港におけるクリーン・トラック・プログラムにおける免許交付対象

### (1) カリフォルニア州におけるコンテナ課徴金制度

カリフォルニア州において、同州のロサンゼルス港、ロングビーチ港及びオークランド港を通過するすべての実入りコンテナに対して、1 TEU (Twenty-foot equivalent units) 当たり 30 ドルの課徴金を課す法案が議会を通過した。

ロサンゼルス港とロングビーチ港では、ターミナルに出入りするすべてのトラックを段階的に排ガスの少ないトラックに切り替えるクリーン・トラック・プログラムに基づく 1 TEU 当たり 35 ドルの手数料と、環境負荷低減等のための 1 TEU 当たり 15 ドルの手数料を賦課することが既に承認されており、同課徴金と合わせると、ロサンゼルス港とロングビーチ港を通過するための追加手数料は 1 TEU 当たり 80 ドルに上ることになる。邦船社の同 3 港におけるコンテナ輸送量は膨大であり、これらのコンテナに課徴金が賦課された場合、輸送コストの直接的な増大が生ずる。これは、燃料高騰に直面し経済的に大打撃を受けている海運業界にとって大きな負担となり、日米間のコンテナ物流全体に影響を及ぼす可能性がある。

また、同課徴金制度は、コンテナ貨物輸送のインフラ整備改善及び大気汚染削減プロジェクトの資金調達を目的としているが、上述のとおり環境負荷低減対策としては、既に、1 TEU 当たり 15 ドルの手数料が賦課されることとなっているので、同課徴金制度を導入することは海運業界にとって過度な負担となる。

当該法案が成立すると、上記のような事態が懸念されるため、日本国政府は、米国政府に対し、同課徴金制度が導入されないよう州政府に働きかけるよう要望する。

### (2) ロサンゼルス港におけるクリーン・トラック・プログラムにおける免許交付対象

ロサンゼルス港及びロングビーチ港の両港が提案したクリーン・トラック・プログラムにおいては、港湾地区に進入できるトラックを免許制としている。

ロングビーチ港は進入免許の交付対象をトラック会社だけでなく、独立自営業者 (Independent owner-operators) にまで広げているのに対し、ロサンゼルス港では交付対象をトラック会社に限定している。両港でのトラック運転手の 80%以上が独立自営業者であるため、ロサンゼルス港においては、十分な数のトラック事業者が免許を受給できず、この結果、作業効率が悪化し、港湾混雑を惹起するおそれがある。日米間の海上輸送に関しロサンゼルス港での取扱量が極めて多いため、同港で港湾混雑が起きると、円滑な日米貿易を阻害するおそれがある。

以上のことから、日本国政府は、米国政府に対し、ロサンゼルス港におけるクリーン・トラック・プログラムの実施に際し、トラック会社に加え独立自営業者についても免許交付対象とするよう同港湾当局に働きかけるよう要望する。

### XIII. 商品市場

#### 商品先物市場の透明性向上

情報通信技術の発達等を背景として、世界的に商品取引所や店頭市場が急速に発達し、裁定取引をはじめとした複数の市場を利用する取引も増加している。加えて、近年、資金移動が世界規模で活発化し、商品市場への流入も増大していることから、実需と乖離した不当な価格形成や、単一の市場内にとどまらない複数の市場を利用した共通商品についての相場操縦行為が行われるおそれが生じている。

かかる事情を背景として、本年7月の洞爺湖サミットで合意されたように、日米両国は商品先物市場の透明性向上が重要な国際的課題であると認識しており、規制当局間での活発な議論及び協力を奨励している。

については、日本国政府は米国政府に対し、国境を越えた不公正取引（クロス・ボーダー取引）の発見及び防止の実効性向上に向けて、米国商品先物取引委員会（CFTC）との定期会合の開催を含め、協力を強化することを要望する。

また、WTI原油等、米国内の指定契約市場に上場されている商品を日本国内で上場する場合の米国法の適用範囲等、関連する各種規制の明確化を要望する。



## XIV. 金融

日本国政府は、緊密なる日米経済関係を更に発展させていくために、金融サービス分野に関して、米国における日本の金融サービス提供者の市場アクセスを改善し、両国間の経済活動を一層促進していくことが重要であると認識している。

金融サービス分野については、財務金融対話や保険協議を含めた各種協議を通じて、米国政府との議論を継続してきているが、米国には、依然として、日本の金融サービス提供者が活動する上での障害となる規制が複数存在している。日本国政府は、米国政府に対し、それらの規制の緩和及び撤廃を求める。

個別の要望は以下のとおりである。

### 1. 保険関連規制

#### (1) 選択式連邦規制の導入等による州別規制の統一化

米国では保険事業の監督・規制が各州によって異なるために、複数の州にまたがって保険事業を行う場合には、州ごとに免許取得手続きを行う必要があるほか、州毎の監督規制に服する必要がある。

この結果、複数の州で営業するに当たっては、州ごとに商品・料率の認可申請・届出を行う必要がある。また、州によっては、認可申請に係る行政手続が遅延している事例も見られ、保険会社の円滑な事業運営に支障をきたしている。さらに、認可・届出制度も各州で統一されていない等、州ごとに異なる規制への対応コストは、複数の州で営業する保険会社にとって大きな負担となっている。また、日本で単一、統一的規制・監督を受けて営業を行う米国の保険会社と比べると、日米の競争環境が著しく異なっており、事実上の障壁となっている。

このような実情を踏まえ、これまで本イニシアティブの4年目から7年目の対話において、手続及び実質的要件の両面において米国における保険事業の州別規制の調和・統一化の実現を要望してきた。また、当該問題の解決のため、全米保険長官会議（NAIC）のみならず、連邦政府からも現行制度の改善のための積極的働きかけを行い、各州における改善状況について、適時適切に日本国政府に情報提供するよう要望してきたところである。

しかし、残念ながら、各州の免許・認可申請手続はいまだ不統一であり、州別規制の調和・統一が図られていない。

一方で、米国内においても米国商工会議所をはじめ、米国保険協会（AIA）や米国生命保険協会（ACLI）などの米国民間保険団体も選択式連邦規制を支持しており、連邦議会（上下両院）においても2006年以来、選択式連邦規制導入に向けた法案が提出され、議論が進められている。また、本年3月末に米国財務省が発表した「金融規制構造近代化のためのブループリント」においても選択式連邦規制の導入が提唱されている。

こうした動きを踏まえ、日本国政府は、米財務省等の関係当局に対し、早急にNAICと協力して以下を行うよう要望する。

- (a) 米国における保険事業の選択式連邦規制を導入すること。又はこれに準じて、州別規制が有する問題を根本的に解決するための実効策及びそのロードマップを提示し、早急にこれらを実施すること。
- (b) 要望への対応が一向に図られない状況が長期化しているため、米財務省等の関係当局が率先して州別規制の実効的な調和・統一化を推進する役割を担い、各州保険当局に積極的に働きかけ、規制改革実現に向けた検討状況や具体的なスケジュールについての情報を日本国政府に適時適切に提供・開示すること。

## (2) 再保険引受けにおける担保要件の撤廃

米国の保険制度では、外国保険会社が米国保険会社から再保険をクロスボーダーで引き受ける場合、受再者の外国保険会社に対し、一律に担保として責任額の 100%に相当する額の信託勘定を米国内に置くこと、又は米国の出再保険会社に信用状を提出することを要求している。これは、米国における再保険ビジネスにおいて、外国保険会社に対して不当に過大なコストを課す内外差別的な制度である。再保険という極めて国際化が進む市場において、日本や EU 諸国が外国保険会社に担保要件を課していないことと比較しても、米国の取扱いは国際標準から逸脱している。

なお、本件については、海外再保険者等の外部格付の信用度に応じて担保額を定める制度の導入が NAIC を中心に議論されていると認識しているが、検討されている制度が日本の保険会社にとって差別的なものとならないよう求めているところである。

以上を踏まえ、日本国政府は、米国政府に対し、NAIC と協力して以下を行うよう求める。

- (a) 日本の保険会社が差別的な扱いを受けることのないよう外国保険会社に不当に過大なコストを課し、競争原理に反する不合理な当該担保要件の制度を撤廃し、又は担保要件をリスクベースで見積もられた合理的な水準まで引き下げること。
- (b) 上記 (a) が実現された場合においても、日本の保険会社と米国の保険会社で同等な扱いを確保するとともに、日本の保険会社はその制度の適用を受けようとする際に、要求される手続き・報告等においても、米国の保険会社に比して不利な取扱いを行わないこと。
- (c) 現行の担保要件の見直しを行うに当たっては、その実施に向けた具体的なスケジュールを提示するとともに、当該改定後の制度によっても、日本の保険会社が差別的な扱いを受けることのないよう配慮すること。また、検討過程における透明性を確保するため、その過程に関する情報を、適時適切に日本国政府に提供すること。

### (3) 信託財産の強制制度の撤廃

米国の州別保険規制制度では、外国保険会社の支店は、各州で定義される金額を米国内で信託勘定として、通常の勘定と区分して管理することが義務付けられている。

当該義務により、保有する資産の大部分を拘束されるため、機動的な資産運用が制限されるだけでなく、信託勘定からの引き出し（入替えを除く）に際して、州監督当局の事前承認が必要であり、決算期ごとに事後的に算定される信託勘定維持に必要な金額をあらかじめ信託勘定で確保する必要があるほか、州によっては独自の必要額算定及び報告基準を定めている。こうした規制は、州内保険会社には求められていない内外差別的な規制であり、日本ではこのように外国保険会社が国内保険会社よりも不利な条件を課せられる内外差別的な規制は存在しない。

以上を踏まえ、日本国政府は、引き続き米国政府に対し、NAIC と協力して内外差別的な財産の信託を強制する制度を廃止するよう求める。

## 2. その他金融サービス

### (1) サムライ債のペーパーレス化に伴う課税問題

国際機関、外国政府あるいは外国企業が日本において発行する円建て債券であるサムライ債は、これまですべて非記名債券として発行されていたことから、米国税務上、サムライ債の利子に対する米国発行企業の源泉徴収義務は免除されていた。一方、2006年1月より、日本の振替制度においてサムライ債をペーパーレスで管理することが可能となったが、当該振替制度で管理される債券については、米国財務上、記名債券として取扱われるとともに米国発行企業に源泉徴収義務が課せられることが明らかとなった。

この状況を受け、日本国政府は米国財務省規則に定める「米国外向け記名債券に関するルール」(FTRO 制度：米国発行企業が所要の報告義務を履行することにより源泉徴収義務が免除される制度)の適用要求を行ったが、これに対し、米国政府はガイダンス(2006年10月発表)において、「2007年1月1日以降2年間に発行され、かつ償還が10年以内の債券を除き、FTRO 制度を適用しない規則を定める予定」との旨を公表した。

しかし、このような制約はサムライ債市場関係者のニーズに十分に応えるものではないとして、更に日本国政府は、当該制約の緩和措置を求めてきた。

2007年1月以降、FTRO 制度適用により発行されたサムライ債の発行残高については1兆円を上回っており(本年8月末時点)、依然としてニーズがあることを踏まえ、日本国政府は、米国政府に対し、FTRO 制度による制約の緩和措置を求める。

## XV. 電気通信

電気通信分野においては、ネットワークのブロードバンド化・IP化を含む構造変化と、それに伴う電気通信市場の環境変化のスピードが速く、それに対応した規制・政策が必要である。

日本国政府としては、日本の事業者を含むすべての事業者に対する公平な参入機会及び予見可能性の確保と、透明で公正な規則及び政策の策定・実施が、電気通信分野における一層の技術革新、投資及び競争の促進につながるとともに、日米両国の消費者の利益の保護に資するものと考えている。

こうした観点から、日本国政府はこれまでの規制改革イニシアティブの下での対話において米国政府に改善を求めてきたが、いまだ米国政府による十分な対応が得られていない。これに加え、例えば携帯電話のさらなる普及やネットワークのIP化・ブロードバンド化・デジタル化など、技術革新及び市場構造の変化がもたらす新たな課題に対し、オープンな参入機会を確保し、公正な競争を促進するため、適切な対応を迅速に行う必要性は米国においてもますます高まっていると考える。

以上の認識に基づき、日本国政府は、米国政府に対し、以下を要望する。

### 1. 外国事業者に対する差別的取扱いの撤廃又は改善

#### (1) 外国通信事業者に対してのみ課される参入障壁や審査基準の見直し

##### (a) 電気通信業務を行うことを目的とする無線局免許に関する外資規制

米国は、連邦通信法第 310 条(b)(3)において、外国による無線局免許における直接投資については 20%以下とするとの規制を維持している。このため、例えば、日本の事業者が衛星を利用した米国との通信サービスを提供するに当たり、米国に設置された地球局の無線局免許を取得しようとしても不可能であり、柔軟なネットワーク構築が困難となっている。

また、外国による間接投資については、同条(b)(4)において、25%以下とするとの規制を維持しており、外国資本参入に関する米国連邦通信委員会 (FCC) 規則 (1997 年 11 月 25 日、FCC97-398) において、WTO 加盟国からの投資は 25%を超える場合でも公共の利益にかなうとの反証可能な推定を行うとしているものの、いまだ規制の撤廃の実現には至っていない。

米国政府は、これまでの報告書においても、日本国政府に対し、コモンキャリアと非コモンキャリアの分類等に関して情報提供する旨報告しているが、日本国政府は、規制そのものを撤廃することがより適切であると考えており、改めて米国政府に対し、連邦通信法第 310 条に掲げられた電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局免許について、外国による直接投資規制及び間接投資規制を撤廃することを要望する。

##### (b) 外国事業者等の米国市場参入に関する審査基準

連邦通信法第 214 条及び第 310 条(b)(4)に関する外国事業者等の米国市場参入に当たっての

審査基準（1997年11月25日、FCC97-398、FCC97-399）のうち、「通商上の懸念」及び「外交政策」の基準は、電気通信政策とは別次元の理由に基づくものであり、かつ、基準自体が不明確なものである。にもかかわらず、この基準に基づき認証や免許付与の拒否が可能となっており、外国事業者等が米国市場に参入する際の重大な参入障壁になっている。また、「競争に対する非常に高い危険」という基準に該当する場合にも免許を付与しないことが可能となっているが、この基準も極めてあいまいなものであり、外国電気通信事業者の事業計画の予見可能性を損なうものである。ついては、日本国政府は、米国政府に対し、この規制に関し以下の諸点を改めて要望する。

- (i) 「通商上の懸念」及び「外交政策」という電気通信政策にかかわらない事項に基づいた事前審査基準を速やかに撤廃すること。
- (ii) 「競争に対する非常に高い危険」という基準を撤廃すること。直ちに撤廃できない場合でも、次善の策として、発動に当たっての運用基準を明確にし、公表すること。

#### (2) 無線機器の米国輸出時の提出書類の記載要件

FCC規則2.1205により、無線機器を米国へ輸出する事業者は、FCC様式740を米国税関に提出することを義務付けられている。この様式において、製造業者の名称及び住所については、最終的な製品の形態に組み立てを行った製造業者の名称及び住所を記載することが必要とされている。しかし、日本の製造業者が、日本以外の国の製造業者に組立てを依頼し、日本の当該製造業者が当該製品の最終検査を行い、米国に輸出する場合については、当該製品に関する製造物責任は日本の当該製造業者に所在するため、日本の製造業者の名称及び住所をもって記載事項を満たしているとしなければ、製造物責任に係る対応等で不都合が生じる懸念がある。日本国政府は、米国政府に対し、当該様式の製造業者に関する記載事項について、製造業者の活動実態を勘案して、最終検査を行った製造業者も「製造業者」として認めるよう要望する。

#### (3) 連邦政府からのローンにおけるローカル・コンテンツ条件

米国農務省地方公益サービス（RUS）が実施する電気通信設備に関するローンでは、その支出対象を米国又は「適格国」の製品とするローカル・コンテンツ条件を課している。このような「適格国」の判断基準は不明確であり、当該ローンを受ける企業等の通信機器調達において公平性を欠く競争条件を課すものである。第7回報告書で米国政府は、米国通商代表（USTR）がRUSによる通信事業に関する補助金の条件としての国内製品購入条件を課すことを差し控える権限を有しており、当該差し控え権限は、他国が米国製品及びサービス並びに米国供給者に対して互恵的なアクセスを提供しているとUSTRが判断した場合にのみ発動される旨報告しているが、上記のような、通信事業に関する補助金の条件としての国内製品購入条件は、日本では課しておらず、自由貿易を阻害するとともに米国企業等の効率的で最適な部品調達行動を阻害するものであると考える。ついては、日本国政府は、改めて米国政府に対し、ローカル・

コンテンツ条件を廃止し、RUS の電気通信設備に関するローンを受けた場合においても、通信システムが米国製である場合と日本製である場合とについて区別を設けず、公平な取扱いを確保することを要望する。

#### (4) 商用衛星に係る輸出許可及び技術支援協定等の処理手続

##### (a) 輸出許可に係る迅速な手続及び透明性の確保

商用通信衛星の輸出許可について、米国政府が定める審査手続やその運用があいまいであり、標準処理期間の規定が公表されていないことから、衛星メーカーが自らのリスクで許可申請を行っており、部品の調達が遅れが製造工程に影響を与えるなど、商用衛星事業の予見可能性を阻害している。また、運用が予告なく変更されることがあり、その結果、事業者が申請方法の変更等に迅速に対応できず、許可取得までの期間が長期化する事例も見られるところである。

これについて米国政府は、第7回報告書において、本年1月22日、輸出管理に関する大統領令を公表し、米国国務省の技術データ輸出の許可方法を改善し、米国軍需品リストにより規制される品目の輸出許可申請の処理を促進させるものである旨報告しているが、その運用の実態については必ずしも明確でない。ついては、日本国政府は、米国政府に対し、輸出許可に係る手続や運用を公表するなど透明性を最大化する努力を継続するとともに、審査期間実績を検証するなどして、大統領令の運用の現状についての適切な情報提供を要望する。

##### (b) 技術支援協定 (TAA) に係る迅速な手続及び透明性の確保

TAA については、米国政府が定める開示基準や審査基準があいまいなため、衛星メーカーが自身のリスクで情報開示せず、その結果、本来申請不要な情報についても審査に持ち込む等の理由により、許可取得までに長期間を要している。また、衛星通信事業者が不可欠とする試験手順書や品質非適合調査書、組立てや試験中に生じた不具合の記録等の情報が得られておらず、取得可能な技術情報量が十分とは言えない状況にある。さらに、審査により必要な情報が不開示となることによる不利益を緩和するための追加的な費用が必要となっている等、日本の衛星通信事業者の事業遂行上、将来にわたる懸念をもたらしている。

また、衛星の打ち上げに係る保険の契約に当たって必要となる保険 TAA についても、審査要員の不足や申請のふくそう等により、処理期間が長期化する傾向にあることから、事業者が保険会社からの技術照会に適切に対応することが困難となること等により、事業の円滑な推進が阻害されている。

これについても米国政府は、第7回報告書において、本年1月22日、輸出管理に関する大統領令を公表し、米国国務省の技術データ輸出の許可方法を改善し、米国軍需品リストにより規制される品目の輸出許可申請の処理を促進させるものである旨報告しているが、その運用の実態については必ずしも明確でない。ついては、日本国政府は、米国政府に対し、米国の法律、規則及び政策に従って、手続の遅れを最小化し、TAA の審査について透明性を最大化する努力を継続するとともに、大統領令の運用の現状についての適切な情報提供を要望する。また、結

果として非開示となる項目を必要最小限にすることを要望する。

(c) 公正な調達条件の確保

日本国政府は、米国衛星通信事業者が衛星を購入する際、米国政府が課す情報開示規制のため入札関連文書の入手が遅れるなど、日本のメーカーが競争上不利な立場に置かれるのではないかと懸念を有する。日本国政府は、改めて米国政府に対し、衛星通信事業者の物品調達における公正な競争確保に配慮するよう要望する。

## 2. 市場競争を通じた消費者の選択の確保

### (1) デジタルテレビ方式への変換過程における端末機器の競争市場

デジタルテレビへの変換を進めていく過程で、消費者の需要に即したサービスが提供されるためには、端末機器市場において新規参入と十分な競争が確保されることが特に重要である。連邦通信法第 629 条においては、多チャンネル・ビデオ番組の配信を受けるために利用するコンバーター・ボックス等の装置を、多チャンネル・ビデオ番組配信事業者の関連企業体ではない製造業者等から入手できることを保証することが規定されている。日本国政府は、改めて米国政府に対し、デジタルテレビ方式への変換過程、及び連邦通信法改正過程においても、端末機器市場において消費者の利益が確保されるべく、引き続き当該規定を維持し、着実に執行するよう要望する。

その上で、第 7 回報告書において報告されているとおり、当該規定をどのように執行していくかということに関して日本国政府との対話を継続するとともに、FCC が 2007 年 6 月に行った第 3 回意見招請 (FNPRM) (FCC07-120) に基づく政策検討の過程において、双方向ナビゲーション装置の供給のための競争的な市場を促進する合理的な技術条件を確立するための規則を早期に採択することを要望する。

### (2) 高度情報通信インフラの整備に向けた政策課題

ブロードバンド通信サービスは企業や個人の活動の基盤となっているが、米国内においては、企業や個人が日常的に用いる高品質のデータ・グラフィックス及び映像を発信・受信できる高速ブロードバンド通信網が先進的な諸外国と比べると必ずしも普及しておらず、米国内における企業や個人の活動の柔軟性が損なわれる恐れがある。本年 6 月に、FCC は第 5 回高度電気通信能力の展開に関する報告書 (706 Report) を発表し、高速回線数 (少なくとも片方向において 200kbps を超える速度を持つ線) は、2007 年 6 月に 1 億 90 万回線に達したとのことであるが、半分以上は ADSL 及び携帯通信であり、1996 年通信法 706 条に基づき、米国政府が高度電気通信性能を合理的かつ時宜を得た方法で提供することを促進することとしていることを満たすには不十分であると考えられる。

ついては、日本国政府は、改めて米国政府に対し、市場競争を通じた高速ブロードバンド通信網普及のための政策及び措置について検討を行い、それらを早急に実施することを要望する。

### (3) ネットワークの中立性

FCCは、本年8月、コムキャスト社に対して、同社の提供するインターネット接続サービスにおいて、特定の通信を妨害する行為が行われていたことについて、当該行為が合理的なネットワーク管理の範囲を超えているとの判断に基づき、改善を求める命令を採択した。また、FCCは、2005年8月5日にインターネット政策宣言（FCC 05-151）を採択したが、その後、具体的な判断基準を示していない状況において、当該宣言に基づいて特定の事案に対して処分を行うことは、通信事業者の予見可能性を損なうものであり、ひいては通信事業者の事業意欲を著しく減退させるものである。

については、日本国政府は、米国政府に対し、インターネット政策宣言の実効性を担保するに当たって、通信事業者が遵守すべき事項についての具体的な判断基準を明確にし、通信事業者の予見可能性を確保することを要望する。また、その上で、消費者がどのブロードバンド・サービス・プロバイダからサービスを受けようとも、ネットワークに悪影響を与えない限り、(a) いかなる合法的端末機器も利用できること、(b) いかなる合法的な映像や音楽などのコンテンツにもアクセスできること、(c) いかなるアプリケーションも選択できることを確保することを要望する。

## **3. 時宜を得た透明性の高い情報通信政策の推進**

### (1) 政策決定過程

日本国政府は、連邦議会が本年1月からFCCの政策決定過程の有効性及び透明性についての公式な調査を開始したと認識しているが、FCCは、こうした点を踏まえ、情報通信政策に関するパブリックコメント実施後の取扱いの予見可能性を高めることにより、意見形成の透明性、意思決定の迅速性を確保し、米国で活動する企業の予見可能性を確保するよう要望する。

### (2) ブロードバンド時代の規制改革

米国政府は、ブロードバンドの恩恵を消費者に行きわたらせ、ネットワークのIP化など通信市場の構造変化に対応するため、競争政策の見直しをはじめ、様々な規制改革や新たな政策を実施・模索している。このような動きは、規制当局による現行連邦通信法の範囲内でのアンバンドル規則や新サービスへの規制の枠組みの改定・決定の取組と、立法府による連邦通信法改正の動きの双方を含むものと理解する。このような改革は適切に行われれば、広く消費者の利益に資すると考えるが、その過程で、又は結果として、競争、技術中立性、消費者の利益、参入の自由を阻害しないことが確保されることが重要である。

米国は、他の主要国と異なり、連邦通信法において、「電気通信サービス」であれば回線開放義務、ユニバーサルサービス基金の負担、料金規制等の対象とし、「情報サービス」であればこれらの規制の対象外とする区分を行っている。しかし、例えば、ブロードバンド化・IP化に伴い登場したIP電話などの新しいサービスについては、FCCが個別のサービスごとにどち



らのサービス区分に当たるか、どのような規制の対象になるかの判断を行っているのが実情であり、サービス提供事業者の予見可能性が損なわれている。また、FCCは規制緩和の一環として、有線ブロードバンドアクセスサービスや高速電力線搬送通信について情報サービスと分類したにもかかわらず、連邦通信法の *ancillary jurisdiction* に基づき、電気通信サービスに係る義務を課すこととした。

このような状況に関連して、日本国政府は、米国政府に対し、以下の諸点を要望する。

- (a) どのようなサービスが「電気通信サービス」と「情報サービス」のどちらのサービス区分に分類され、いかなる規制が課されるかについて、通信事業者の予見可能性を確保するため、首尾一貫した基準を示すこと。
- (b) 連邦通信法が「電気通信サービス」と「情報サービス」の二分法を採用することにより、ボトルネック性や市場支配力の有無などに即した適切かつ合理的な規制の実施が損なわれることのないことを確保すること。
- (c) 現行の連邦通信法の枠組みの下において(a)と(b)の双方の要望を同時に満たすことができない場合には、連邦通信法の改正の過程で現在のサービス区分の二分法の見直しを検討すること。

### (3) アクセス・チャージ

現在、米国には、接続事業者等によって、市内相互補償料金、州内アクセス・チャージ、州際アクセス・チャージの3つの異なる接続料が存在する。日本国政府は、改めて米国政府に対し、現在行われているアクセス・チャージ制度の改革に係る規則制定に関する意見招請(NPRM)の手続きを透明に行い、統一的事業者間精算制度を確立し、異なる接続料間の格差を解消することを要望する。

また、統一的事業者間精算制度確立までの間においては、現行制度運用の透明性を確保するための措置を講ずることを要望する。

特に州際アクセス・チャージについては、2000年5月に採択された、いわゆる「コールズ合意」の料金水準が現在も適用されていることから、現状に照らして当該料金水準が妥当であるか否かを検証し、必要であれば適正な料金水準とすることを要望する。

### (4) ユニバーサルサービス

米国のユニバーサルサービス制度については、同一地域において携帯電話事業者を含む複数の適格電気通信事業者を指定できるなどの理由により、支援額が増大し続けている。一方、拠出額は長距離固定電話の通信量の減少等により減少基調にある。こうした近年の収支のアンバランスな傾向により、ユニバーサルサービス基金の財政状況が悪化し、米国関係者の間で基金の安定性及び維持可能性に対する疑念が増大している。

第7回報告書にあるとおり、FCCは、本年1月、適格電気通信事業者(ETCs)に対する高コスト・ユニバーサルサービス補助の金額に関するルールを含む高コスト・ユニバーサルサー

ビスプログラムの改革の方法、及び逆オークション（競争入札の一形式）の実施の是非及びその方法について、意見を求める規則制定案告示を公表し、本年5月、高コスト支出額を2007年の水準に制限する規則を公表した。

しかしながら、上記措置は暫定的なものにすぎず、本制度が不安定な状況にあることによって、米国において通信事業に関わる事業者の中長期的な事業予見可能性が損なわれていることについて、日本国政府は引き続き懸念を抱いており、改めて米国政府に対し、ユニバーサルサービス制度が安定的に維持運用されるよう、拠出や支出の在り方を含めた制度の見直し及び効率的運用に関する改善案の策定を要望する。

## XVI. 情報技術

インターネットの普及、デジタル技術の発展により生じている新たな課題に対しては、各国の取組と国際的な取組を効果的に組み合わせることで対応することが必要である。

米国は情報技術先進国であるが、著作権の保護の取組において、依然として不十分又は不適切と考えられる点が見受けられるので、日本国政府は、米国政府に対し、こうした点を改善し、権利の確実な保護や制度の適切な執行を行うよう求める。また、情報技術の発達により著作物の円滑な利用が可能になった恩恵を損なうことなく、権利者と利用者の権利の均衡に十分に配慮した制度の構築とその執行を求める。

個別の要望は以下のとおりである。

### 著作権・著作隣接権分野における米国政府の法制

#### (1) 著作権・著作隣接権の保護

インターネットの普及、デジタル技術の発展により、著作物が国境を越えて自由に流通するようになった現在、国際的に調和のとれた著作権・著作隣接権の保護が必要となっている。デジタル化・ネットワーク化時代に対応するための各種課題の議論の進展に資するよう、米国において必ずしも十分とは言い難い以下の事項の保護を、明確かつ確実に、外国の権利者にとって不必要に複雑でない法制で与えることを引き続き求める。

##### (a) 生の音の実演及び固定されていない著作物の保護

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）14 条及び実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約（WPPT）6 条では生の音楽実演だけでなく生の音の実演一般を保護することを要求しているが、米国著作権法は生の実演のうち、生の音楽実演しか保護していない。また、米国著作権法は非固定の著作物を保護していない。米国政府は、これらについて、州法等により保護されているという立場であるが、すべての州法等を確認しないと保護の有無が確認できないという事態は透明性確保の観点からも好ましくない。

したがって、日本国政府は米国政府に対し、生の音の実演及び非固定の著作物について、著作権法で明確に規定することを引き続き求める。

##### (b) 著作者及び実演家の人格権の保護

米国の法令においては、著作者及び実演家の人格権を一般的に明確に保護する規定が存在しない。米国政府は、これら人格権は著作権法 106A 条、ランナム法、契約法、慣習法等の組合せにより複合的に保護されるという立場であるが、実際に保護が確保できているかについて、疑義がある。特にランナム法については、人格権の保護の機能を持たないという判例が定着しつつあるため、同法が人格権を保護しているという米国政府の説明には問題がある。また、そもそも、複数の法令やコモンローで複合的に保護されるというような状況は、外国の権利者に

とっては事実上利用不可能なほど複雑な法体系と言え、透明性の理念に反する。よって透明性の観点からも、人格権を著作権法で明確に保護することを引き続き求める。

#### (c) 放送機関の権利の明確化

米国では放送機関に著作隣接権が付与されていないため、放送機関の保護が不十分となっている。放送コンテンツの海賊版の流通、違法アップロード等の国境を越えた権利侵害が多発する現状において、放送機関の権利を明確化することは、国内外の権利侵害対策の実効性を高めるというメリットもあることを踏まえ、放送機関に対する明確な権利の付与を求める。

### (2) デジタル化・ネットワーク化への対応

インターネットの普及、デジタル技術の発展により発生した著作権侵害問題等、著作権をめぐる新たな課題への取組について、情報交換を積極的に行い、円滑な技術開発、消費者の利便性に配慮しつつ、将来の著作権制度のあり方について両国間で探求及び検討することを求める。特に以下の事項を求める。

#### (a) 著作物の円滑なオンライン利用を確保するための権利関係の見直し

米国政府は、著作物がオンライン上で利用される場合についても、複製権、上演権、頒布権等の組合せで著作権が保護されているという立場であるが、複数の権利の重畳適用により権利関係が複雑化し、円滑な利用が阻害されるおそれがある。よって、複数の権利が重畳的に適用される可能性を排除するなど、円滑な利用を確保・促進するための立法を含めた適切な措置を引き続き求める。

#### (b) 利用可能化権の明確化

米国政府は、著作権に関する世界知的所有権機関条約（WCT）、実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約（WPPT）に加盟しているにもかかわらず、米国著作権法上には、WCT 第8条、WPPT 第10条、14条により保護が義務付けられている利用可能化権を明確に保護する規定がない。近時、米国著作権法は利用可能化権を担保していないという判決が複数出しており、条約違反の可能性があると考えられる。よって、米国著作権法において利用可能化権の内容を明確に規定することを要望する。

## XVII. 医療機器・医薬品

「生命科学の世紀」とも言われる 21 世紀において、医薬品産業は、国民の保健医療水準の向上に資するだけでなく、経済の発展にも大きく貢献することが期待されている。革新的医薬品を迅速に提供するためには、継続的なイノベーションが必須である。

この実現のためには、知的財産権保護の強化により、企業のイノベーションに対する意欲を高めることが重要であり、このような取組を通じて迅速に革新的医薬品を提供することが可能となる。これは、米国患者を含めた日米双方にとって有益であると確信する。

ついては、日本国政府は、米国政府に対し、以下を要望する。

### 非公開情報保護

知的財産保護の強化、とりわけ、開発投資の回収のための非公開情報保護が、革新的医薬品の創出に重要な役割を果たしている。欧州、カナダでは、新薬の承認後 8 年間は、承認申請データ保護期間として、先行申請に係るデータを利用した販売申請ができない（欧州では更に 2 年間の市場独占期間がある）。日本でも同様な効果を持つ制度である再審査期間が原則 8 年に延長されたところである。

非公開情報保護期間を 8 年とすることで、開発投資の回収が容易になり、新薬の開発が促進される。また、新薬の承認申請に関するデータは、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）においても、不公正な商業的利用からの保護が定められている。

米国においては、販売承認から 5 年間は市場での排他的な販売が認められているものと承知しているが、企業による投資回収の機会の十分な保証及び制度の国際的な調和の観点から、この期間を 8 年程度に延長することを要望する。